28　地球温暖化対策の推進　〔環境農政局〕

プロジェクトの概要

県民・企業などの地球温暖化対策の重要性についての認識が高まり、自らの目標を定め、自主的な取組みを行うよう普及啓発に努めています。
また、県と市町村との連携を充実強化し、県民・企業などの自主的な取組みに対する支援を行っています。

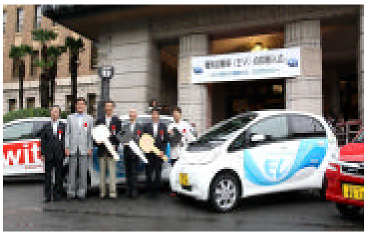

電気自動車合同導入式

2009 年度の取組みの概要

○　事業者及び県民などの自主的な温暖化対策の促進を図り、低炭素社会への転換を促すため、神奈川県地球温暖化対策推進条例（以下「温対条例」と記載します。）を 2009 年７月に制定しました。(2010 年４月全面施行)
　また、温対条例に基づき、神奈川県地球温暖化対策計画及び神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画を 2010 年３月に策定しました。

○　事業活動のグリーン化（産業部門・業務部門）
・　温対条例に基づき「事業活動温暖化対策計画書制度」、「建築物温暖化対策計画書制度」及び「特定開発事業温暖化対策計画書制度」（＊１）を創設しました。また、中小規模事業者を対象とした省エネルギー対策に関する相談体制や補助制度を整備し、「事業活動温暖化対策計画書制度」の任意提出制度への広範な参加を促す仕組みとしました。(2010 年４月施行)
・　環境マネジメントシステム(＊２)の導入を促進するための中小企業向け説明会(４回)や、中小企業を対象とした省エネルギー診断(10 社)を実施しました。

○　環境負荷の少ないライフスタイルへの転換促進(家庭部門)
・地球環境イベント「アジェンダの日」の開催や“NO”白熱球プロジェクト」などのキャンペーン(＊３)の展開により、「マイアジェンダ登録(＊４)」の普及拡大を図りました。
・「かながわ環境家計簿エコボ」の利用者を拡大するため、マイアジェンダ登録者に限定していた利用方法を見直し、取組みを推進しました。

○　クリーンな自動車社会の実現(運輸部門)
・　電気自動車の市販開始に合わせ、導入補助や高速道路料金の割引などの支援策を開始するとともに、市町村への補助による急速充電器の整備や県民に電気自動車の体験機会を提供する「ＥＶシェアリングモデル事業」を実施しました。
・　また、かながわエコドライブ推進協議会による運送事業者などのエコドライブ(＊５)活動の支援を行うとともに、マイカーのエコドライブの普及を図るため、自動車販売店スタッフに対する研修や教習所指導員を対象とした講習会を実施しました。

○　地域ぐるみの温暖化対策の展開
・　市町村、ＮＰＯ、地球温暖化防止活動推進員などと連携し、県内各地の環境フェアなどで普及啓発活動を実施しました。
・　ＮＰＯや企業などと協働して、専門家による体験型の出前授業を行う新エネルギー・省エネルギー学校派遣事業を実施しました。

○　新エネルギーの導入促進
・　市町村と連携した住宅用太陽光発電設備の設置に対する補助制度を創設しました。(県内の全市町村で住宅用太陽光発電に対する補助制度が整備されたのは全国初)
　2009 年度補助件数　3,358 件
・　県有施設への新エネルギーの導入を推進しました。
　(太陽光発電)　辻堂海浜公園、秦野戸川公園、本沢調整池(城山湖)展望台　等
　(小水力発電(＊６))　芹沢配水池小水力発電設備、道志第４発電所

県民ニーズ・意見などへの対応

○　温対条例施行規則及び指針などへの県民意見募集などを実施しました。(2009 年８月)
　また、神奈川県地球温暖化対策計画骨子案への県民意見募集(2009 年 10 月)及び同計画素案への県民意見募集(2009 年 12 月)を実施しました。
○　いただいたご意見につきましては、温対条例施行規則や指針の内容に、事業活動温暖化対策計画書の基準年度や公表事項の取り扱いについてのご意見を盛り込むなど、参考にさせていただきました。

***1　温対条例に基づく計画書制度**
　一定規模以上の事業活動、建築物、開発事業を対象に、温室効果ガスの削減目標や対策などを記載した計画書の提出を義務づけ、その内容を公表することなどにより、温室効果ガスの削減の促進を図る制度です。

***2　環境マネジメントシステム**
　企業などの事業者が、法令などの規制基準を遵守することにとどまらず、自主的、積極的に環境保全のための行動をとるしくみです。

***3　「アジェンダの日」「“NO”白熱球プロジェクト」**
　「アジェンダの日」は、「持続可能な社会かながわ」をめざす行動計画「新アジェンダ21かながわ」が採択されたのを記念して、地球環境について考えるため開催しているイベントです。
　「“NO”白熱球プロジェクト」は、従来の「白熱球」から省エネ効果の高い「電球形蛍光灯」等への切り替えを促進するもので、街頭での呼びかけや家電量販店と協力したキャンペーンなどを実施しています。

***4 マイアジェンダ登録**
　「新アジェンダ21かながわ」のめざす「持続可能な社会かながわ」の実現に向けたしくみの一つで、様々な行動主体が実践する環境配慮の取組み内容を自主的に登録し、実践するものです。

***5　エコドライブ**
　窒素酸化物、粒子状物質や二酸化炭素などの自動車の排出ガスを減らすため、アイドリングストッ

戦略プロジェクトの目標

目標　県内の二酸化炭素総排出量(単年度)

目標設定の考え方

京都議定書(＊７)の目標達成に貢献するため、京都議定書目標達成計画で示された削減目標(2010 年のわが国のエネルギー起源二酸化炭素排出量を、基準年である 1990 年比＋0.6%まで削減する)を上回る目標値（2010 年の県内の二酸化炭素総排出量を、基準年である 1990 年の水準まで削減する）を設定しました。(＊８)

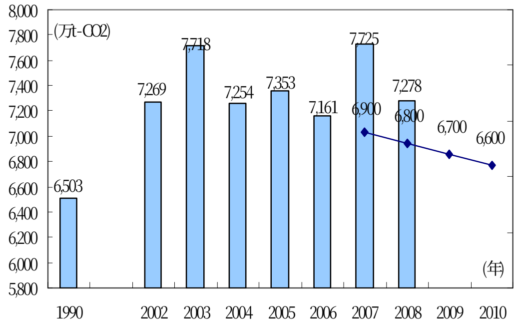

(環境農政局地球温暖化対策課調べ)

※2008 年度速報値（2008 からは年度単位で推計）
統計資料が遡及改訂されたことにより、既に公表している 1990 年から 2007 年までの排出量についても再計算し、数値を修正しています。(2010 年の目標設定時の CO2 排出量は 6,579 万 t-CO2)
なお、折れ線の数値は、目標値を表しています。

達成状況

2007	2008	2009	2010
B	B	－	――
89.5%	93.4%		――

目標の達成状況の分析

2009 年度の実績把握時期:2011 年５月
最新実績(2008年度)による分析

○　2008 年度の目標に対する達成率は 93.4%で、京都議定書の基準年である 1990 年比で見ると 11.9%増加しています。

○　2007 年は電力の排出係数(＊９)の悪化により大幅に増加しましたが、2008 年度は主に急激な景気後退に伴い産業部門などのエネルギー消費量が減少したため、大幅に減少(前年比－5.8%)しました。

○　部門別に見ると、世帯数の増加などによる家庭部門の増(基準年比＋39.5%)や、オフィスビルや店舗の業務床面積の増加などによる業務部門の増加（基準年比＋44.1%）が 1990 年比増の主な要因であると考えられます。

○　今後とも温室効果ガスの削減に向けて、県民や企業等と連携しながら、より実効性のある対策を推進していく必要があります。

総　合　分　析

○　2008 年度(速報値)の二酸化炭素排出量は、景気後退の影響もあり前年比で大幅に減少したものの、目標達成率は 93.4%となり、その時点までの対策では、効果を十分に上げることはできませんでした。

○　一方、2009 年度は目標達成に向けて、国や市町村などと連携しながら次の施策を重点的に推進しました。

- 家庭部門の削減のため（1 世帯あたり平均約１トン程度の削減効果）として、市町村と連携した住宅用太陽光発電への補助制度を創設し、県の補助制度の補助件数が、前年度の県内設置件数の約 1.4 倍となるなど、普及拡大が進みました。

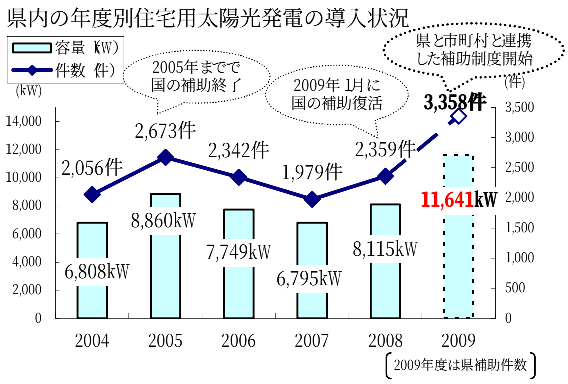

(環境農政局地球温暖化対策課調べ)

プや急発進、急加速の低減など、環境に配慮して運転することです。

*6　小水力発電
水道管の水流や水路の落差を利用して発電する小規模な水力発電です。

＊7　京都議定書
1997 年 12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第３回締結国会議において採択された気候変動枠組条約の議定書で 2005 年２月に発効しました。

＊8　対象とする温室効果ガス
温室効果ガスは、二酸化炭素以外にもメタン、代替フロン類など合計で６種類のガスが京都議定書の対象となっていますが、本県の排出量の大部分を二酸化炭素が占めることなどから、専ら二酸化炭素の削減に取り組んでいます。

＊9 電力の排出係数
発電に伴う二酸化炭素排出量を販売電力量で除した値です。
1990 年 0.382
2003 年 0.461
2006 年 0.339
2007 年 0.425
2008 年 0.418
(単位:Kg-CO2/kWh)
(出典)東京電力「環境行動レポート 2009」
また、2003 年と 2007 年の排出量の大幅な増加は、主にこの電力の排出係数の悪化によるものです。

・　2014年度までに県内3,000台の普及に向け、電気自動車の市販開始に合わせて、導入補助や高速道路料金の割引などの支援策を開始するとともに、市町村への補助による急速充電器の整備を実施するなど、推進策を展開しました。 ・　各種のキャンペーンを展開した結果、マイアジェンダ登録の新規登録者数が２年連続で１万人を超えたほか、県内の家電量販店が県の呼びかけに応えて、全国で初めて白熱球の販売を中止するなど、自主的な環境配慮の取組みが広がりを見せています。 ○　また、温対条例の制定により、主要施策の構成事業（二酸化炭素排出量の報告制度の創設）の具体化を達成するとともに、温対条例に基づき「地球温暖化対策計画」「事務事業温室効果ガス排出抑制計画」を策定し、新たに温室効果ガス削減の中期目標(2020 年)を掲げて対策を体系的に展開することとしました。	
総合計画審議会の二次評価	
・　総合分析は概ね妥当であるが、温室効果ガスの削減に向け、県民や企業等、各主体の役割を踏まえた対策をさらに進める必要がある。	
今後の課題と対応方向	
○　今後は、温対条例及び「地球温暖化対策計画」などに基づく新たなしくみの着実な推進を通じて目標達成をめざしますが、2010年度は次の施策に重点的に取り組み、温室効果ガスの削減に向けて、県民や企業等との役割分担を踏まえた中で連携を図りながら、より実効性のある対策を推進します。 ①　事業活動温暖化対策計画書制度、建築物温暖化対策計画書制度及び特定開発事業温暖化対策計画書制度の着実な運用を行います。 ②　国や市町村と連携した補助制度などを有効に活用して、住宅用太陽光発電や電気自動車の普及拡大を加速化します。 ③　国の温室効果ガス削減の中期目標の内訳や具体的な対策の内容・効果が明らかになった時点で、これに対応する県の施策を検討し、対策の充実・強化を図ります。 ④　かながわ地球環境保全推進会議と連携して、「新アジェンダ21かながわ」の改訂を検討します。 ⑤　率先実行の観点から、神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画に基づいて、県有施設の省エネ化や新エネルギーの導入に取り組みます。	
参照ホームページ	
地球温暖化対策に関する情報 県の地球温暖化対策 →　http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/05/0514/ondanka/ondanka-top.htm めざそう！地球にやさしいライフスタイル →　http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/05/0514/lifestyle/index.html 今日から我が家も発電所（太陽光発電を設置しよう！） →　http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/05/0514/energy/pv/index.htm インターネット版環境家計簿“エコボ” →　http://www.ecobo-kanagawa.jp	

29　循環型社会づくり　〔環境農政局〕

プロジェクトの概要

循環型社会の実現に向けて、廃棄物の発生抑制や資源化が進み、発生した廃棄物は自らの地域で適正に処理される環境への負荷の少ないライフスタイルや事業活動が進展するとともに、不法投棄を許さない地域環境づくりに取り組んでいます。

レジ袋削減キャラバン隊の活動風景

2009年度の取組みの概要

○　循環型社会に向けた総合的な取組み　として、産業廃棄物（＊１）の排出量などの実績を毎年度把握するために簡易実態調査を実施しました。
　県内市町村の連携・協力によるごみ処理広域化の推進に取り組みました。

○　発生抑制、資源化の推進　として、事業者、消費者団体等各種団体、市町村及び県が「神奈川県におけるレジ袋の削減に向けた取組の実践に関する宣言」を行い、レジ袋削減の取組みを開始するとともに、県内全域でキャンペーン活動を展開しました。
　廃棄物自主管理事業により事業者の自主的な廃棄物の発生抑制と資源化の取組みを促進しました。
　廃棄物から再生されたリサイクル製品の利用拡大を図るため、一定の基準を満たす製品を県が認定する「かながわリサイクル製品認定制度」を創設（2010 年度から実施）することとしたほか、県の公共工事で廃棄物を有効活用したリサイクル資材の率先利用を推進しました。

○　適正処理の推進　として、ＰＣＢ廃棄物（＊２）の計画的な処理、県立県営の産業廃棄物最終処分場「かながわ環境整備センター」の適正な維持運営と利用促進に取り組んだほか、廃棄物処理法に基づき、「廃棄物が地下にある土地の区域」を 30 箇所指定しました。

○　不法投棄の防止対策の推進　として、市町村及び県警と連携した監視パトロールや監視カメラによる監視活動を実施しました。
　不法投棄に対する監視活動を強化するために、民間６団体と「神奈川県不法投棄の情報提供に関する協定」を締結したほか、不法投棄箇所の常習化や大規模化を防止するために、小規模な不法投棄物の撤去（603 箇所、925m^3）を行いました。

*1　産業廃棄物
事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など、合計 20 種類の廃棄物です。

*2　ＰＣＢ廃棄物
ＰＣＢはポリ塩化ビフェニル（Polychlorinated Biphenyl）の略。絶縁油、熱媒体、塗料、インキなど広範囲に使用されていましたが、分解性が低く、生体内への蓄積性が高く、慢性毒性も高いため、1974 年に製造、輸入、使用が原則禁止されています。

県民ニーズ・意見などへの対応

○　廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理の推進や不法投棄の防止対策については、県民、ボランティア及びＮＰＯの方に積極的に協力を求めていくことが必要との意見をいただきました。

○　県としては、県民、事業者、ＮＰＯなどと連携・協力して、３Ｒ（＊３）の推進や不法投棄防止対策の一層の強化など、循環型社会の実現に向けた取組みを進めます。

*3　３Ｒ
リデュース(Reduce)：発生抑制、リユース(Reuse)：再使用、リサイクル(Recycle)：再生利用の３つの頭文字をとったもの。

戦略プロジェクトの目標

目標　廃棄物の排出量、再生利用率(リサイクル率)、最終処分量

目標設定の考え方

　天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減された「循環型社会」に向けて、廃棄物の排出量（＊４）の抑制や、資源としての再生利用の促進を通じて、最終処分量の削減を図ることをめざして目標値を設定しました。

一般廃棄物の排出量、再生利用率（リサイクル率）、最終処分量

		2005	2006	2007	2008	2009	2010
排出量（万トン）	実績	347	342	334	321	―	―
	目標	―	―	331	326	318	312
再生利用率	実績	23%	24%	25%	25%	―	―
	目標	―	―	27%	30%	32%	35%
最終処分量（万トン）	実績	36	34	32	29	―	―
	目標	―	―	28	22	19	11

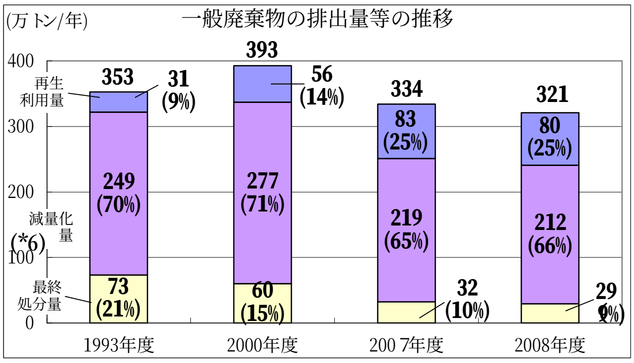

（環境農政局資源循環課調べ）

達成状況

2007		
排出量	再生利用率	最終処分量
B	B	B
99.1%	92.5%	87.5%
2008		
排出量	再生利用率	最終処分量
A	B	C
101.5%	83.3%	75.8%
2009	2010	
――	――	

目標の達成状況の分析

2009 年度の
実績把握時期：2011 年３月
最新実績(2008 年度)による分析

○　一般廃棄物（＊５）の排出量は、市町村の発生抑制の取組みなどにより、2000 年度をピークに減少傾向にあります。こうした中、2008 年度の目標に対する達成率は排出量 101.5%、再生利用率 83.3％、最終処分量 75.8%となり、前年度との比較では、再生利用（リサイクル）率は横ばいとなっているものの、排出量と最終処分量は減少し、改善しています。これは、家庭ごみの発生抑制が進展していることによるものと考えられます。

○　今後は目標の達成に向けて、引き続き、市町村と連携して一般廃棄物の発生抑制と再生利用の推進に向けた取組みに努めます。

*4　産業廃棄物排出量の目標値
　下水道の普及や高度経済成長期に急増した建築物が更新期を迎えていることから、将来的に下水道汚泥や建設廃棄物の増加が見込まれます。今後も排出量の抑制に向けて取り組んでまいりますが、こうした社会構造上の要因を踏まえ、目標値の設定は増加となっています。

*5　一般廃棄物
　産業廃棄物以外の廃棄物で、一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は、日常生活に伴って生じる「生活系ごみ」と、商店、オフィス、レストランなどの事業活動によって生じた紙くず、木くずなど（産業廃棄物以外）の「事業系ごみ」に分類されます。

*6　減量化(一般廃棄物及び産業廃棄物の棒グラフ中の記載)
　排出された廃棄物について、焼却、脱水等の処理を行うことにより、廃棄物の容積や重量を減少させることです。

産業廃棄物の排出量、再生利用率（リサイクル率）、最終処分量

		2003	2006	2007	2008	2009	2010
排出量（万トン）	実績	1,785	1,817	1,836	1,698	－	－
	目標	－	－	1,864	1,885	1,904	1,921
再生利用率	実績	36%	38%	38%	41%	－	－
	目標	－	－	42%	44%	45%	47%
最終処分量（万トン）	実績	156	146	152	146	－	－
	目標	－	－	95	84	74	62

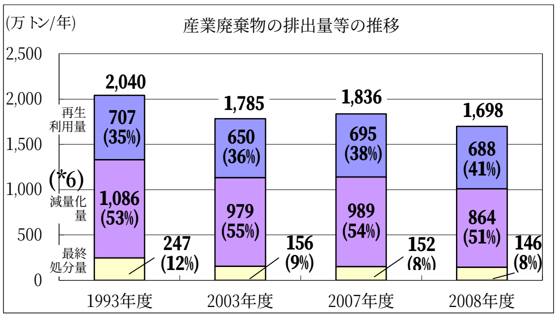

（環境農政局資源循環課調べ）

達成状況

2007		
排出量	再生利用率	最終処分量
A	B	C
101.5%	90.4%	62.5%
2008		
排出量	再生利用率	最終処分量
A	B	D
111.0%	93.1%	57.5%
2009	2010	
――	――	

目標の達成状況の分析

2009 年度の
実績把握時期：2011 年 3 月
最新実績(2008 年度)による分析

○　産業廃棄物の排出量は、産業構造の変化や事業者による発生抑制の取組みが進んだことにより、1993 年度以降減少傾向にあります。こうした中、2008 年度の目標に対する達成率は排出量 111.0%、再生利用率 93.1%、最終処分量 57.5%となり、前年度との比較では、排出量と最終処分量は減少し、再生利用(リサイクル)率が上昇し改善しています。これは、産業廃棄物のうち大きな割合を占める建設業や製造業からの排出量が減少するとともに、無機性汚泥（＊７）の最終処分量が減少したことによるものと考えられます。

○　今後は目標の達成に向けて排出者に対する発生抑制や再生利用の推進に向けた取組みに努めます。

*7　無機性汚泥
　産業廃棄物の一つで、建設工事にかかる掘削工事や、各種製造業の製造過程において生じた泥状のものなどのことです。

総　　合　　分　　析

○　県内の廃棄物の推移をみると、一般廃棄物の 2008 年度排出量は大都市部における発生抑制の取組みにより目標をさらに下回り、321 万トンとなっています。また、再生利用率は前年度から横ばいの 25%でしたが、最終処分量は排出量の減少などにより、2008 年度 29 万トンへと減少しています。

○　産業廃棄物については、大幅な景気悪化などもあり、2008 年度の排出量は建設業や製造業の減少などにより 1,698 万トンと減少していますが、再生利用率は上昇しています。最終処分量は無機性汚泥の減少などもあり、2008 年度 146 万トンへと減少しています。

○　不法投棄の状況をみると、監視パトロールの実施回数の増加や不法投棄物の撤去事業の実施などに伴い、不法投棄箇所数は横ばいであるものの、不法投棄量は減少傾向にあります。

○　産業廃棄物については、多量排出事業者に対して、廃棄物の発生抑制や資源化に向けた自主的な取組みを行う廃棄物自主管理事業の参加事業者数は増加しています。また 2009 年度の廃棄物自主管理事業の自主評価票に、最終処分量の大きな割合を占める建設廃棄物（建設汚泥、建設混合廃棄物）の項目を追加し、事業者への働きかけを強化しました。

○　廃棄物から再生されたリサイクル製品の利用拡大を図るため、「かながわリサイクル製品認定制度」の 2010 年度実施に向けて、同認定制度実施要綱の策定取りまとめや認定マークの公募を行いました。

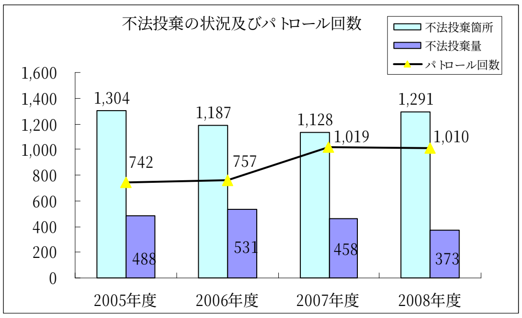

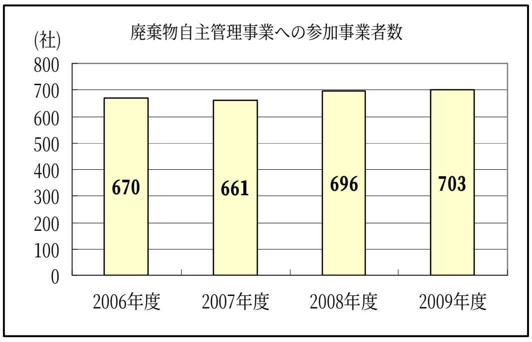

（環境農政局資源循環課調べ）

○　以上のことからプロジェクト全体としては概ね効果を上げることがきでました。

総合計画審議会の二次評価

・　総合分析は概ね妥当であるが、循環型社会の実現に向けて、再生利用の促進や不法投棄の課題に力を注いでいく必要がある。

今後の課題と対応方向

○　廃棄物の排出量は、再生利用の進展が見られるが、最終処分量の削減が目標を下回っており、また、不法投棄が後を絶たないという現状にあるため、神奈川県廃棄物処理計画に位置付けた３Ｒの取組みや不法投棄の防止対策などを推進するとともに、地域特性を踏まえた施策の検討を進めていきます。

参照ホームページ

神奈川県廃棄物処理計画について
→ http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/05/0516/syorikeikaku/index.htm
かながわリサイクル情報について
→ http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/05/0516/recycle/index.html
神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例について
→
http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/haikibututaisaku/tekisei/jyorei/seitei.html

30　丹沢大山の自然再生の推進　〔環境農政局〕

プロジェクトの概要

登山道補修活動

丹沢大山では、自然植生の衰退や林床植物（＊1）の消失による土壌流出など、自然環境の衰退が進行しています。その主な原因とされるニホンジカについては、山頂部周辺の植生への採食圧、山麓部の農林業被害の軽減をめざし、管理捕獲を充実するとともに、林床植生衰退箇所での土壌保全対策や、流出した土壌などにより悪化した渓流生態系の再生策にも取り組んでいます。
また、自然公園の適正利用をめざし、県民と協働した登山道整備などに取り組んでいます。

2009 年度の取組みの概要

○　**ブナ林の再生と希少動植物の保全**（＊２）　として、植生保護柵（＊３）と土壌保全対策などの事業を実施しました。
○　**人工林と渓流生態系の再生**　として、丹沢山地における渓畔林の整備（77ha）を行いました。
○　**ニホンジカの保護管理の推進**　として、シカの過密化により植生が衰退している管理ユニット（＊４）及び農林業被害発生地での管理捕獲を実施しました。
○　**自然公園の適正利用の推進**　として、かながわパークレンジャー（＊５）（３名）を中心に県民と協働によりパトロールなどを112 回実施しました。

県民ニーズ・意見などへの対応

○　丹沢大山にかかわる県民や専門家、行政関係者など500 名を超える調査団によって実施された丹沢大山総合調査（2004-2005 年度）の提言である「丹沢大山自然再生基本構想」（2006 年６月）に基づき、県では2007 年３月に「丹沢大山自然再生計画」を策定しました。
○　丹沢大山自然再生計画では、概ね50 年後の丹沢大山の再生目標を「人も自然もいきいきした丹沢大山」とし、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことをめざします。

戦略プロジェクトの目標

目標　最大植生劣化レベル（＊６）Ⅳ、Ⅴの管理ユニット数（単年度）

目標設定の考え方
植生保護柵の設置やシカ個体数調整などを行うことで、過密化したシカの採食による植生への影響を減らし、特に高標高域における林床植生の回復をめざすという考えから、丹沢大山地域全体を56 の管理ユニット（区域）に細分化した中で、自然植生を回復させる必要がある12 ユニットのうち、植生の衰退が進み、劣化レベルⅣ（半分以上の植生が衰退している状態）、Ⅴ（ほとんどの植生が衰退している状態）となっている管理ユニット数を現状の６ユニットから2010 年度までに４ユニットに減らすことをめざして目標値を設定しました。

＊1　林床植物(植生)
森林は様々な高さをもった植物の組合せによる多層構造であるが、林床植物はこれらのうち低木以下の階層を構成する植物（植生）のこと。

＊2　ブナ林の再生と希少動植物の保全
丹沢山地は首都圏に近いながらもブナやモミの原生林があり、希少な動植物が生息しており豊かな自然が多く残っています。
また、本県の水源地域としても重要な役割を果たしており、貴重な地域の環境資源でもあります。

＊3　植生保護柵
森林や草原などを動物や人が入れないように柵で囲み、採食や踏みつけによる植物の衰退を防止して、自然植生の回復を図るために設置する柵のこと。

＊4　管理ユニット
地域特性に対応したきめ細やかな保護管理事業を実施するため、地形や植生などを考慮して保護管理区域を 56 に区分したもの。

＊5　パークレンジャー
自然公園の適正利用を推進するため、登山道の巡視や不法行為の監視を行うなどの自然環境保全にかかわる職員のこと。

＊6　最大植生劣化レベル
管理ユニット（平均7.0㎢）内において1㎢以上

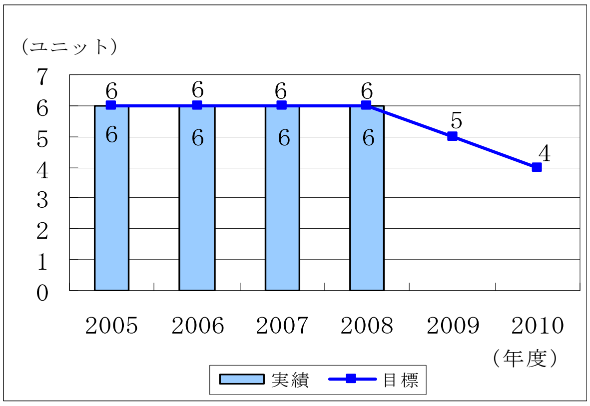

（環境農政局自然環境保全課調べ）

達成状況

2007	2008	2009	2010
A	A	−	——%
100.0%	100.0%		——%

目標の達成状況の分析

2009 年度の実績把握時期
：2010 年６月
最新実績（2008 年度）による分析

○　2008 年度の目標に対する達成率は 100%となっています。

○　これは、シカの管理捕獲などにより、植生劣化の進行を防いだことによるものと考えます。

ある植生劣化レベルのうち最も劣化の進んだレベルを、その管理ユニットの最大植生劣化レベルとしています。

総　合　分　析

○　シカの過密化による植生への影響を低減するため、2007年度以降シカの管理捕獲（植生回復目的）について、実施ユニット数と捕獲数を増加して取り組みました。

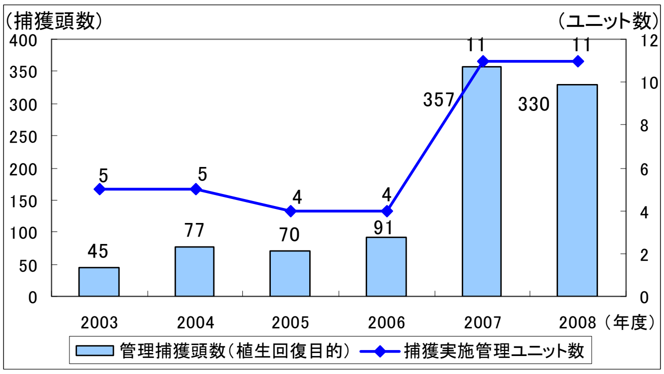

シカの管理捕獲（植生回復目的）頭数と捕獲実施管理ユニット数

（環境農政局自然環境保全課調べ）

○　また、人間活動による影響については、丹沢大山の適正利用を図るため、かながわパークレンジャー（３名）により、自然公園の巡視体制を強化しました。さらに、かながわパークレンジャーを中心とした神奈川県自然公園指導員など県民ボランティアによる活動協力やＮＰＯと県民協働型登山道維持管理補修に係る協定の締結により、登山道補修などの安全対策が迅速化されました。

事業実施の方法については、シカの管理捕獲や協働・連携による取組みが強化されており、適切であると考えられます。

○　丹沢大山の高標高域のブナ林を中心にシカの過密化による林床植生の衰退が続いており、引き続き、取組みの強化が必要と考えられますが、継続的にシカの管理捕獲を実施してきた地域の一部では、シカの生息密度の低減や、植生回復の兆しが見られており、一定の効果をあげることができました。

総合計画審議会の二次評価

・　総合分析は概ね妥当であるが、丹沢大山の自然環境に対する、観光客やレジャー客などによる人間活動の影響を考慮に入れた取組みを、引き続き進める必要がある。

今後の課題と対応方向

○　丹沢大山自然再生計画に基づき、ブナ林、人工林の再生など８つの特定課題を解決するため、統合的、順応的、参加型の自然環境管理により、50 年後の「人も自然もいきいきとした丹沢大山」の実現に向けて、自然再生事業に積極的に取り組みます。

○　また、水源地域における森林整備（ＰＪ32 参照）を、シカの管理と連携して実施する取組みを進めます。

○　第２次神奈川県ニホンジカ保護管理計画に基づき、丹沢山地でのシカ個体群の安定的存続、生物多様性の保全と再生、農林業被害の軽減、分布域拡大による被害拡大の防止のため、被害対策の主体である農林業者や地域と連携して個体数調整、生息環境整備、被害防除対策の総合的な取組みを継続します。

○　地域で深刻化するヤマビル（＊７）被害に対応するため、地域ぐるみで実施する環境整備活動等への補助などヤマビル対策を支援します。

＊7　ヤマビル
ミミズやゴカイの仲間（環形動物）で体長1.5～５cm。前後に吸盤を持ちしゃくとり虫のように移動しながらシカなどの動物から吸血して生息する。近年、人への吸血被害が広がっている。

参照ホームページ

丹沢大山の自然再生に関する情報

丹沢自然環境情報ステーション　ｅ－tanzawa

→　http://www.e-tanzawa.jp/

神奈川県の自然環境保全に関する情報

神奈川県自然環境保全センター

→　http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/05/1644/main.html

31　都市と里山のみどりの保全と活用　　〔環境農政局〕

プロジェクトの概要

　水とみどりのネットワーク（＊1）を構成する主要な拠点となるみどりの保全とそれに連なる身近なみどりが地域で保全され、多様な主体の連携のもとで生物多様性の確保と良好な自然環境の保全・創出を図る取組みを進めています。

　里地里山の保全、再生及び活用を進めるため、地域住民と都市住民及び行政との協働による新たな取組みを推進し、また、都市公園の着実な整備機能強化を進めています。

子ども里地里山体験学校(田んぼ編)秋

2009 年度の取組みの概要

○　魅力ある都市公園などの整備　として、県立あいかわ公園等の整備など、公園・緑地空間の保全・活用を進めました。

○　みどりの保全と創出　として、特別緑地保全地区（＊2）などの県指定に向けて市町と調整を進めるとともに、市町の特別緑地保全地区などの指定の推進が図られるよう支援しました。

○　みどりの維持管理　として、自然保護奨励金について、2008 年度に制度改正を行い、新制度のもと、緑地の維持管理を実施しました。

○　里地里山づくりの推進　として、里地里山の保全などを推進するため、2008 年度に施行された「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づき、里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の認定を進めました。

県民ニーズ・意見などへの対応

○　平成 21 年度県民ニーズ調査で「身近に親しめる緑や水辺があること」が求められていることから、引き続き、都市と里山のみどりの保全と活用に向けた取組みを進めます。

○　だれもが安全で快適に公園を利用できるよう、引き続き都市公園の整備に取り組んでいきます。

戦略プロジェクトの目標

目標　市街地におけるみどりのスペース（累計）（＊3）

目標設定の考え方

　都市部のみどりの量が減少していることから、生物多様性の確保と良好な自然環境の保全・創出を図り、量的な確保を図る必要があるため、水とみどりのネットワークの主な構成要素として、地域制緑地（＊4）の指定やみどりの協定の締結、都市公園の整備などに取り組むことにより、2010 年度には 47,900ha を確保することをめざして目標値を設定しました。

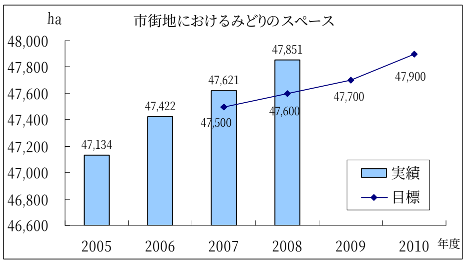

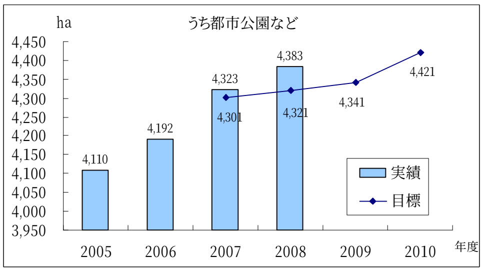

（環境農政局自然環境保全課調べ）

*1　水とみどりのネットワーク
　緑化域内の緑地や緑化域相互、河川のつながりなど様々なスケールレベルで水やみどりのつながりの回復を図ることにより、生物多様性の保全や環境機能の向上などを図ろうとするもの。

*2　特別緑地保全地区
　地域制緑地の一つで、都市緑地法に基づき指定される地区で、通常の管理行為以外は厳しく規制されています。

*3　市街地におけるみどりのスペース
　都市公園、トラスト緑地 (*5)、地域制緑地（自然公園と保安林は除く)、協定・条例による緑地などの面積

*4　地域制緑地
　緑地や良好な環境を保全するため、法律や条例により土地利用が制限された地域のこと。

*5　トラスト緑地
　ナショナル・トラスト運動の一環として、県民などからの寄贈や、買い入れなどにより保全している緑地

達成状況

2007	2008	2009	2010
A	A	－	――%
100.2%	100.5%		――%

目標の達成状況の分析

○　2009 年度の実績把握時期：
2011 年２月

最新実績（2008 年度）による分析

○　2008 年度の目標に対する達成率は 100.5%となっています。

○　これは、地域制緑地の指定などが順調に実施されたことによるものと考えます。

総　　合　　分　　析

○　平成 21 年度県民ニーズ調査によると、「身近に親しめる緑や水辺があることが重要」と考えている人の割合は８割以上で推移している一方で、それが満たされていると感じている県民の割合は４割台にとどまっていることから、引き続き緑地の保全や都市公園などの整備、里地里山づくりの推進に取り組み、みどりの量の確保と質の向上を図る必要があります。

○　平成 20 年度における神奈川県の緑地（全体で約 111,300ha）の構成比率は、グラフのとおり、自然公園が 34.5%で最も多く、次いで、保安林（32.3%）、河川区域・工場緑化等（12.0%）となっています。

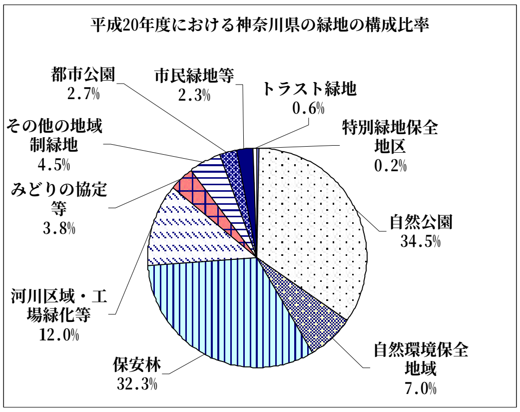

（環境農政局自然環境保全課調べ）

○　県有緑地の維持管理については、大がかりな危険を伴う作業を県が担う一方、環境整備活動などについては、ボランティアなどとの協働・連携による取組みが進められています。

○　さらに、里地里山づくりの推進については、地域住民などが里地里山の保全活動に積極的に取り組む地域が見られ、小田原市久野地域をはじめ６地域７団体（8.6ha）で認定協定に基づく保全などの活動が行われるなど、事業実施方法は適切であると考えられます。

○　都市公園の整備や緑地の確保など、みどりのスペースの確保に努めるとともに、自然保護奨励金制度について緑地の維持管理を促進する方向で見直すなど、構成事業は着実に進んでおり、十分に効果を上げることができました。

総合計画審議会の二次評価

・　総合分析は概ね妥当であるが、都市の公園や緑地などにおけるアダプト（＊6）制度の導入への取組みを積極的に進める必要がある。

*6 アダプト
「アダプト」とは、英語で「養子にする」という意味で、公共の一定の場所（公園や道路など）を養子にみたて、行政との協定等のもと、住民や企業などが里親となって養子の美化（清掃）などを行うものです。

今後の課題と対応方向

○　都市部においては、引き続き地域制緑地の指定やトラスト制度（＊７）の活用、都市公園の整備などによりみどり量の確保と質の向上に努めます。緑地の保全に当たっては、引き続きネットワーク形成の視点を踏まえながら進めます。

○　市町村と連携した緑地の維持管理のしくみづくりや、県民・ＮＰＯなどとの連携により、緑地の維持管理と活用の推進に取り組みます。

○　また、里地里山の保全などを推進するため、引き続き「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づく里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の認定を進めるとともに、県民の里地里山に対する理解を促進するため、シンポジウムの開催などによる積極的な情報の発信に取り組みます。

*7　トラスト制度
県内の優れた自然や歴史的環境を保全し、緑豊かな神奈川を次の世代へ引き継いでいくために積み立てた基金を活用し、緑地の保全を図る制度。

参照ホームページ

都市公園に関する情報
かながわの都市公園ホームページ
→　http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/07/0717/koen/index.html
神奈川のみどりに関する情報
神奈川みどり計画ホームページ
→　http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/ryokusei/midorikeikaku.html
神奈川のトラスト運動に関する情報
（財）かながわトラストみどり財団
→　http://www.ktm.or.jp/
神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例等に関する情報
神奈川県農地保全課ホームページ
→http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/noti/koukai/satoyama/pub-com/pubtop.html

32　水源環境の総合的な保全・再生　〔環境農政局〕

プロジェクトの概要

県民会議委員による事業モニター

2007 年度から「かながわ水源環境保全・再生実行５か年計画」が始まりました。個人県民税の超過課税（＊１）も活用しながら、水源環境の保全・再生についての県民の理解と協力が広がり、自然力の利用や広葉樹の植栽による混交林づくりなどにより、水源かん養（＊２）をはじめとする公益的機能を高度に発揮する森林の整備を進めています。

また、水源に流入する汚濁負荷を軽減するなど、良質な水を安定的に確保する取組みを進めています。

さらに、都市地域住民との交流や地域資源を生かしたツーリズムの推進により地域住民が生き生きと豊かにくらせる水源地域となるよう取り組んでいます。

2009 年度の取組みの概要

○　**森林の保全・再生**　として、森林所有者との整備協定や、協力協約などを進め、新たに公的管理・支援をすることとした水源林は、目標の 1,400ha に対し 1,438ha を確保し、102.7％の達成率となりました。また、これまで確保した水源林については、間伐などの手入れを行いました。プレ全国植樹祭の開催や定着型ボランティアの取組みを行い、県民との協働による森林づくりを進めました。

○　**ダム湖・河川の環境整備**　として相模湖・津久井湖に設置したエアレーション（＊３）装置 17 基の稼働によるアオコ対策を行ったほか、津久井湖の植物浄化施設の運用により水質浄化対策を実施しました。また、相模湖の上流域の災害防止や有効貯水容量の回復を図るため、194,000 ㎥の堆積土砂（＊４）を除去しました。

さらに、市町村が実施する生態系に配慮した河川・水路などの整備や直接浄化対策に対し支援を行い、河川・水路などの環境整備を推進しました。

○　**地下水の保全・再生**　として、市町村が実施する地下水かん養対策（＊５）や地下水汚染対策などに対し支援を行い、地下水の保全を推進しました。

○　**水源環境への負荷軽減**　として、市町村が実施する公共下水道の整備や合併処理浄化槽の整備に対し支援を行い、生活排水による負荷の軽減を図りました。

○　**水源地域交流の里づくり**　として、水源地域住民が主体となった交流イベントや水源地域での体験交流事業の開催とあわせて、横浜開港１５０周年記念テーマイベント「開国・開港Ｙ１５０」会場へ出展し、都市地域住民に対する水源地域の理解促進を図りました。

○　**保全・再生を推進する仕組みづくり**　として、「水源環境保全・再生かながわ県民会議」において、超過課税を財源とする事業の点検を行い、報告書を県に対して提出しました。また、市民団体やＮＰＯなどが実施する水源環境保全活動に対し支援を行いました。

県民ニーズ・意見などへの対応

○　水源環境保全・再生の取組みの推進に当たっては、県民参加のしくみとして、有識者・関係団体・公募委員で構成する「水源環境保全・再生かながわ県民会議」を設置しています。

○　水源環境保全・再生かながわ県民会議・県民フォーラムなどからの「林業労働力の確保・育成に力を入れるべき」という意見を踏まえて、「かながわ森林塾」を開校しています。

＊1　個人県民税の超過課税
水源環境の保全・再生に継続的、安定的に取り組むため、2007 年度から 2011 年度までの５年間、個人県民税の均等割と所得割について超過課税をお願いしています。
○税率
・均等割：年 300 円の上乗せ（標準税率 1,000 円→超過税率 1,300 円）
・所得割：0.025％の上乗せ（標準税率４％→超過税率 4.025％）
○税収規模
年額約 38 億円（５年間で約 190 億円）
○納税者一人当たりの平均負担額
年額約 950 円（月額 79 円）

＊2　水源かん養機能
森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。

＊3　エアレーション
コンプレッサーで湖内に空気を送り、対流を起こし、浅いところの水と深いところの水を混合し、表層水温を低下させることにより、アオコの繁殖を抑えます。

＊4　堆積土砂
ダム湖や河川の中で、上流からの土砂供給により、堆積した土砂のこと。

戦略プロジェクトの目標

目標①水源の森林づくりで適切に管理されている森林面積（累計）

目標設定の考え方

2022 年度までに水源の森林エリア内の手入れが必要な森林 27,000ha の公的管理・支援を行うことをめざした水源の森林づくり事業計画（＊６）に基づき、目標値を設定しました。

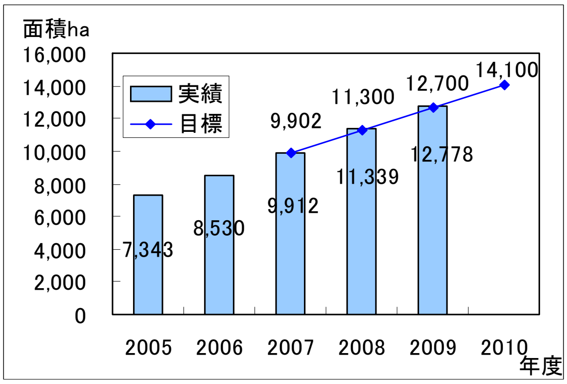

（環境農政局自然環境保全センター調べ）

目標の達成状況の分析

○　2009 年度の目標（累計）12,700ha に対する達成状況は 12,778ha で 100.6％となりました。

○　これは、市町村や森林組合などの協力を得ながら森林所有者に働きかけを進めた結果と考えております。

達成状況

2007	2008	2009	2010
A	A	A	――
100.1％	100.3％	100.6％	――

目標②水源地域交流イベントなどへの参加者数（単年度）

目標設定の考え方

水源地域で開催される交流イベントへの支援や交流促進施設、情報提供施設などの活用により、交流イベントの参加者数や交流促進施設などの利用者数を、2010 年度には年間 35 万人とすることをめざして目標値を設定しました。

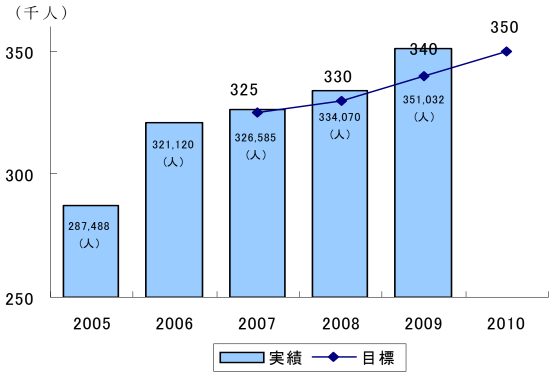

（政策局土地水資源対策課調べ）

目標の達成状況の分析

○　水源地域交流イベントなどへの参加者数は2005年度から毎年増加を続けています。こうした中、2009 年度の目標に対する達成率は 103.2％となりました。

○　これは、「改訂水源地域交流の里づくり計画」に基づき、これまで整備してきた交流促進施設などを活用しながら、上下流域の自治体や小学校による交流事業に取り組んだ結果、水源地域の魅力や重要性に対する県民の関心が高まってきたものと考えています。

達成状況

2007	2008	2009	2010
A	A	A	――
100.4 ％	101.2％	103.2％	――

＊5　地下水かん養対策

地下水利用や環境面に影響のない水位レベルを維持するために行う、休耕田の借上げ、樹林地等の買上げ、透水性舗装の実施、雨水浸透升の設置等のこと。

＊6　水源の森林づくり事業

森林はかつて木材生産などの林業活動を通じて守り育てられてきたが、林業の長引く不振、生活様式の変化等により、もはや林業だけで森林の公益的機能を維持していくことは困難であるとの認識から、1997 年度から荒廃した私有林の公的管理・支援を行う本事業に着手した。

総　合　分　析

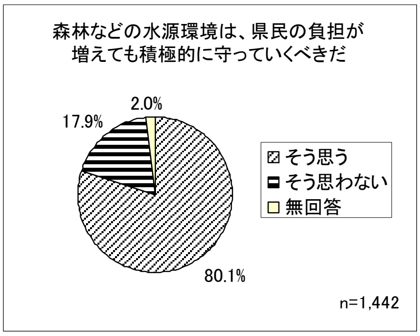

○　平成 21 年度県民ニーズ調査の結果をみると、回答者の 80％　が「森林などの水源環境は､県民の負担が増えても積極的に守っていくべきだ」と回答しており、前回より水源環境の課題意識と対策に対する理解が高まっていることが分かります。
○　森林の保全・再生については、広域的な水源地域である水源の森林エリアは県が、地域の水源地域では市町村が中心となって私有林の公的管理・支援を進めており、県と市町村が連携して取組みを進めています。
○　また、プレ全国植樹祭や、定着型ボランティア、森林再生パートナーの取組みなどを通じて､事業への理解と協力をいただきながら、県民との協働による森林づくりを進めており、事業実施の方法は適切であると考えられます。

県民協働による森林づくり

○　相模湖・津久井湖にエアレーション装置 17 基を設置して以降(1993 年から順次設置)、アオコの異常発生を抑制しています。
（設置前最大 720,000(細胞数／ml・1992 年)
→設置後最大 320,000(細胞数／ml・2006 年) ）
○　津久井湖三井地区の植物浄化施設は 2003 度に完成し、ハス、ミソハギなどが生育しており、同湖沼本地区は、湖岸植生帯を創出する施設として整備（2007 年度）され、自然植生が順調に復元してきています。
○　構成事業の取組みが着実に進んでいることに加えて、水源の森林づくりで適切に管理されている森林面積の目標の達成率が 100.6％であり、また、水源地域の交流イベントなどへの参加者数の目標も 103.2％に達成しており、十分効果を上げることができました。

総合計画審議会の二次評価

・　総合分析は概ね妥当であるが、水源環境の総合的な保全・再生に向けて、エコツーリズム（＊７）をさらに展開する必要がある。

今後の課題と対応方向

○　森林の保全・再生に関して、引き続き、私有林の公的管理・支援を推進していくため、面的にまとまりのある確保森林を拡大したり、森林や所有者の情報に明るい森林組合や市町村との連携を強化して、より効率的に水源林の確保を進めていきます。
○　また、より効果的、効率的な森林管理のしくみの構築や林業労働力の確保・育成に取り組んでいく（ＰＪ６参照）とともに、シカの管理捕獲（ＰＪ30 参照）と連携した効果的な森林整備を展開していきます。
○　2010 年５月 23 日に開催した全国植樹祭を契機として､県民協働の取組みをさらに前進させていきます。
○　「市民事業支援補助金」については、支援を受ける団体から好評を得ていますが、財政的支援以外の支援の要望も出ており、交流会や情報提供を進めていきます。
○　県民フォーラムについては、都市地域住民の参加が少ないことから、次期計画の検討における意見収集と併せて、都市住民への理解や参加の促進を図ります。
○　エアレーション装置及び植物浄化施設について、効果検証を行います。

*7　**エコツーリズム**
自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全について関心を高める観光。

参照ホームページ	
水源環境の保全・再生に関する情報 「かながわの水源環境の保全・再生をめざして」ホームページ → http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/05/0517/suigenkankyo/index.html **かながわ水源の森林づくり** → http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/05/1644/suigen/index.html **水源地域に関する情報（やまなみ五湖ナビ）** → http://www.suigen.jp/ **改訂水源地域交流の里づくり計画** → http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/01/0104/kaitei/index.html	